

## 6. 方策等の具体的な進め方等

教職員の不祥事の防止と資質向上に向けて、県立学校はもとより、市町村教育委員会や市町村立学校と緊密な連携を図りながら県教育委員会挙げて取り組む。

また、実効性を確保する上で、常に不祥事の防止等への取組が適切なものであるかどうか検証し、検証の結果次第では、さらなる検討を行うものとする。

具体的には、このまとめについて、県立学校、市町村教育委員会及び小中学校等関係者あてに配付するとともに、校長研修会等各種会議の場を通して周知徹底を図る。また、教職員の不祥事の防止と資質向上のための取組等を網羅し、具体的な事例も盛り込んだマニュアルを平成16年度前半に作成・配付する。

なお、5の(7)体制の整備等に掲げる学校現場の訪問、問題点整理及び指導について、小中学校教職員の服務監督を所管する市町村教育委員会においても実施されるよう要請する一方、各市町村教育委員会及び各学校においても、このまとめを参考として、教職員の不祥事防止と資質向上のための取組等を検討し、推進されるよう強く望んでいる。